

○財務省
経済産業省 告示第九号

外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令（令和五年財務省、経済産業省令第一号）第二条第一号イの規定に基づき、外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令第二条第一号イの規定に基づき、主務大臣が指定する特定の者等を定める件（令和五年五月財務省、経済産業省告示第五号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和五年十二月十五日

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 齋藤 健

第二十六号を第二十七号とし、第二十二号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体として外務大臣が定めるもの（ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資

産凍結等の措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体を指定する件（令和五年十

二月外務省告示第四百四十五号）で定めるものをいう。）